

大分県私立高校生等奨学給付金支給要綱

制定 平成26年4月1日
改正 平成27年5月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成29年4月1日
改正 平成30年7月1日

(趣旨)

第1条 知事は、私立高校生等に係る授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対し、予算の範囲内において私立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の国庫補助基準及び事務処理等について（平成26年4月1日25文科初第1455号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「私立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校高等部を除く。）のうち、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む）及び地方公共団体でない者が設置する学校をいう。
- (2) 「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金は、私立高等学校等に在学している生徒又は学生（以下「高校生等」という。）の保護者等が、次の各号全てに該当する場合に支給する。

- (1) 大分県内に住所を有する者であること。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。
- (3) 高校生等が「高等学校等就学支援金」の支給対象校に在学していること。
- 2 給付金は、前項の規定に関わらず、次の各号いずれかに該当する場合は、支給しない。
- イ 前項に規定する保護者等が、他の都道府県からこの要綱による給付金と同種の給付金の支給を受けている場合
- ロ 高校生等が、7月1日現在休学しており、年度内に復学する見込みがない場合
- ハ 高校生等が、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合
- 二 高校生等が法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了している場合
- ホ 高校生等が、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）附則第2条第2項の規定による経過措置を受ける場合

(支給区分及び支給額等)

第4条 給付金の支給区分及び支給額は、別表1のとおりとする。

(受給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、私立高校生等奨学給付金受給申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に、別表2に掲げる書類を添付し、高校生等が在学している私立高等学校等を通じて次項に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、高校生等が大分県外の私立高等学校等に在学している場合は、直接知事に提出するものとする。

- 2 申請書の提出期日は、当該年度の9月末日（末日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日。以下この項において同じ。）又は11月末日（秋入学など7月1日以降に入学することが定められている私立高等学校等に、当該年度の7月1日以降に入学する1年生の高校生等の場合に限る。）とする。ただし、当該期日までに提出できないと認められるやむを得ない理由があるときはこの限りでない。

(支給の決定)

第6条 知事は、第5条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請を審査し、給付金の支給又は不支給の決定を行い、私立高校生等奨学給付金支給決定通知書（様式2）又は私立高校生等奨学給付金不支給決定通知書（様式3）により当該決定の内容を申請者に通知する。

(支給の方法)

第7条 給付金は、支給の決定を受けた保護者等に対して、年額を一括して支給する。

(代理受領等)

第8条 私立高等学校等の学校設置者は保護者等の委任により、保護者等に代わり給付金を受領し、その有する当該保護者等の授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てることができるものとする。

- 2 前項の保護者等の委任は、奨学給付金委任状（様式5）により行うこととする。

(支給の取消し)

第9条 知事は、第6条の規定による支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支給を取消すものとする。

- (1) 給付金の支給を辞退したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき
- (3) その他、給付金を支給することが適当でないと認められるとき

- 2 知事は、前項の規定により支給を取消したときは、私立高校生等奨学給付金支給取消通知書（様式4）により、第6条の規定による支給の決定を受けた者に対して通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 第9条の規定により給付金の支給の取消しの通知を受けた者は、既に給付金が支給されているときは当該給付金を返還しなければならない。

2 前項の規定により給付金を返還する者は、給付金が支給された日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した額を加算した額を支払わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降に私立高等学校等に入学する高校生等の保護者等を対象とし、平成26年度に係る私立高等学校等奨学金給付金事業から適用する。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度の予算に係る私立高等学校生等奨学金給付事業から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る私立高等学校等奨学金給付事業から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る私立高等学校等奨学金給付事業から適用する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の予算に係る私立高等学校等奨学金給付事業から適用する。

別表1（第4条関係）

(年額)

支給区分	支給額（対象高校生等一人当たり）	
	全日制・定時制	通信制
第1種 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第36条の規定による生業扶助が行われている世帯の高校生等	52,600円	
第2種 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（第3種の場合を除く）	89,000円	38,100円
第3種 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、当該世帯に扶養されている2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	138,000円	

注1) 第1種に該当する者は、第2種及び第3種は適用されない。

注2) 対象となる高校生等については、年齢を問わない。

注3) 第1種の世帯を除いて、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の対象となる高校生等がいる場合は、通信制以外の高校生等は全て第3種の支給額（単価）を用いる。

別表2（第5条関係）

給付区分	書類
各種共通	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金振込口座通帳（口座番号が確認できる部分）の写し ※口座振替による支払の場合 ※保護者等の名義に限る ・在学証明書（様式1－2） ※高校生等が大分県外の私立高等学校等に在学する場合のみ ・その他知事が必要と認める書類 ・奨学給付金委任状（様式5） ※私立高等学校等の学校設置者が保護者等の委任により、保護者等に代わり給付金を受領し、その有する当該保護者等の授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てる場合のみ
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・生業扶助の措置状況がわかる書類
第2種 第3種	<p>保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者の健康保険証の写し

注) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条又は第17条の規定に基づき大分県内の私立高等学校等へ提出した書類と重複する書類は省略することができる。

樣式 1

平成 年 月 日

大分県知事 殿

大分県私立高校生等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
 - この申請書に虚偽の記載があった場合は、大分県の求めに従いその全額を即時返還します。
 - 私は大分県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
 - この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 Tel () -	ふりがな	
		申請者氏名	(印)
高校生等との関係 (該当するものに○)	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 生徒本人・その他()		

【対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日	昭和 年 月 日				
氏名					平成 年 月 日				
在学する学校	学校の名称	私立			課程				
	学校の所在地	都道府県 市区町村							
	在学期間	平成 年 月 日		～	平成 年 月 日	学科		学年	年
過去の高等学校等における在学期間		学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日		学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数		
							なし	1回	2回
		学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日		学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数		
							なし	1回	2回

*対象となる高校生等が複数いる場合は、以下に記入してください。

(さらに不足するときは【次紙】を利用してください。)

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日			
氏名			平成			
在学する学校	学校の名称	私立		課程		
	学校の所在地	都道府県		市区町村		
	在学期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		学科		学年 年
過去の高等学校等における在学期間		学校名 立	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
					なし 1回 2回 3回 4回 不明	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		学校名 立	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
					なし 1回 2回 3回 4回 不明	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ点を付けてください。)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給している場合は(1)へ、受給していない場合は(2)又は(3)へ進んでください。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

※(1)を記入後、次ページの【給付金の振込口座について】へ

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。(または、高等学校等就学支援金の申請時に提出済みです。)

(大分県内の私立高等学校等に高等学校等就学支援金の支給に関する書類として提出している場合は、

高等学校等就学支援金申請時に提出したものにチェックを入れて下さい。写しの提出は省略可。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--

【扶養親族の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に7月1日現在、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	扶養者氏名
			年月日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
			年月日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
			年月日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
			年月日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
			年月日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
			年月日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。

【給付金の振込について】(該当する①または②のいずれかの□にレ点を付けてください。)

□①保護者等の口座に振込を希望します。

①にレ点を付けた場合は、振込みを希望する**保護者名義の口座**を記入してください。

また、記入した通帳の口座名義及び口座番号が表示されている部分のコピー（用紙サイズA4）を添付してください。

振込先金融 機関名	銀行 ()		支店 本店 出張所	金融機関コード	支店コード
	種別 口座番号	普通・当座 口座番号			
フリガナ			今回申請する口座で過去に大分県私立高校生等奨学給付金を受給したことがありますか。		
口座名義			はい・いいえ		

注1 振込みを希望する口座を1つ記入してください。

注2 口座名義は通帳記載のとおり正確に記入してください。

□②学校設置者に受給を委任します。

※ 記入内容に漏れがないか確認のうえ、区分に応じて下記の書類を添えて提出してください。

提出書類（右の種別の欄に○のある書類が必要です）	区分	
	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	左以外の 非課税世帯
・大分県私立高校生等奨学給付金申請書（この申請書です。）	○	○
・振込み希望口座の通帳の写し ※ 口座名義人及び口座番号が表示されている部分の写し（用紙サイズA4）	○	○
・在学証明書	(注1)	(注1)
・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書等 (生業扶助の措置状況がわかる書類) ※【扶養親族の状況について】の「扶養親族の状況」を記入しない場合に必要となります。	○	
・保護者等の平成 年度道府県民税及び市町村民税課税証明書（扶養 人数記載のもの）※大分県内の私立高等学校等に、高等学校等就学支援金 の支給に関する書類として提出している場合は、省略可。		(注2)
・保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満 の者（対象となる高校生等を含む）の健康保険証の写し		○
・奨学給付金委任状	(注3)	(注3)

(注1) 在学証明書 …… 高校生等が大分県外の私立高等学校等に在学する場合のみ必要。

(注2) 課税証明書 …… 大分県内の私立高等学校等に、高等学校等就学支援金の支給に関する書類として提出している場合は、省略可。
高校生等が大分県外の私立高等学校等に在学する場合は提出が必要。

(注3) 奨学給付金委任状… 私立学校等の学校設置者が保護者等の委任により、保護者等に代わり給付
金を受領し、その有する当該保護者等の授業料以外の教育費に係る債権の弁済
に充てる場合のみ必要。

※下記については、学校記入欄ですので、空欄のまま提出してください。

(学校記入欄)

該当欄に○を記入

対象高校生等の在学状況確認事項	はい	いいえ
在学する対象高校生等が平成 年7月1日現在休学していない		
(休学している場合に記入)年度内に復学の見込みがある		

学校確認日 年 月 日

次紙 ※ 対象となる高校生等が3人以上いる場合は、この紙を活用してください。

【対象となる高校生等について】の記入欄が不足するときに使用してください。

ふりがな			生年月日	昭和 年 月 日		
氏名						
在学する学校	学校の名称	私立			課程	
	学校の所在地	都道府県 市区町村				
	在学期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	学科	学年
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		

ふりがな			生年月日	昭和 年 月 日		
氏名						
在学する学校	学校の名称	私立			課程	
	学校の所在地	都道府県 市区町村				
	在学期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	学科	学年
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ (1)に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

※（ただし、課税証明書については、大分県内の私立高等学校等に高等学校等就学支援金の支給に関する書類として提出している場合は、省略可。）

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していない世帯の場合に記入してください。
- ロ 申請する年の7月1日現在の状況を記入してください。
- ハ 「扶養者の氏名」欄は必ず記入してください。
(扶養されていない者については、空欄のままとしてください。)

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

様式 1－2

※対象となる高校生等が大分県外の高等学校等に在学する場合に提出してください。

在学証明書

下記の者は、 年 7月 1日現在、当高等学校に在学していることを証明します。
また、当該高校生等について、下記の欠格事項には該当しません。

(欠格事項)

年 7月 1日現在、休学しており年度内に復学の見込みの無い者

氏 名	(ふりがな) 姓		名
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
学 年		課 程 (該当するものに○)	全日制 定時制 通信制
高等学校等就学支援金の受給権		□あり	□なし

平 成 年 月 日

高等学校

学校長

印

様式1-3

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

市福祉事務所長 印

次の世帯が、 年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）
第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
		年 月 日 生	年 月 日
		年 月 日 生	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 私立高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

様式2（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 広瀬 勝貞

年度私立高校生等奨学給付金支給決定通知書

年度大分県私立高校生等奨学給付金については、大分県私立高校生等奨学給付金支給要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり給付することに決定したので通知します。

記

支給決定額 _____ 円

- 1 対象高校生等名
- 2 在籍高等学校等名

(注意)

偽りその他の手段により奨学給付金の支給を受けたと認められるときなど、給付金を支給することが適当でないと認められるときは、支給の決定を取り消すことがあります。この場合、既に給付金が支給されているときは、返還しなければなりません。

様式3（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 広瀬 勝貞

年度私立高校生徒等奨学給付金不支給決定通知書

年度大分県私立高校生等奨学給付金については、大分県私立高校生等奨学給付金支給要綱第6条の規定に基づき、支給しないことに決定しましたので通知します。

記

・給付しない理由

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、大分県知事に対して異議申し立てをすることができます。

様式4（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 広瀬 勝貞

年度私立高校生等奨学給付金支給決定取消通知書

年度大分県私立高校生等奨学給付金については、私立高校生等奨学給付金支給要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり支給の決定を取り消すことを決定したので通知します。

記

給付取消金額 _____ 円

- 1 対象高校生等名
- 2 在籍高等学校等名
- 3 取消理由

(注意)

既に私立高校生等奨学給付金が支給されているときは、当該給付金を返還しなければなりません。

給付金を返還する場合、給付金が支給された日の翌日から返還までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した額を加算した額を支払わなければなりません。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、大分県知事に対して異議申し立てをすることができます。

様式5 (第8条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

奨学給付金委任状

申請者住所

申請者氏名

印

生徒氏名

学校名

私が支給を受ける奨学給付金について、生徒の授業料以外の教育費に係る債権の全部又は一部と相殺するため、学校設置者が代理受領することに同意します。

また、このために必要な奨学給付金の支給に関する事務手続（請求・受領・相殺等）を学校設置者に委任することを了承します。